

令和7年度 第2回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和7年（2025年）5月20日

日野市教育委員会

令和7年度第2回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和7年(2025年)5月20日(火)
14時00分～14時38分

開催場所 506会議室

出席委員 教育長職務代理者 高木 健夫 委 員 真野 広
委 員 正留 久巳 委 員 岩下 優美子

議事録署名委員 委 員 岩下 優美子

事務局出席者 教育部長 中田 秀幸 教育部参事 宇田川 裕美
(兼教育指導課長)
教育部参事 飯倉 直子 庶務課長 釜堀 亜矢子
(兼ふるさと文化財課長)
学務課長 石原 收 教育指導課主幹 坪田 充博
統括指導主事 前田 健太 図書館長 奥住 大輔

傍聴者 1名

書記 庶務課係長 岸本 洋輔
庶務課主事 金澤 仁

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名
教育長職務代理者

高木 健夫

議事録署名
委 員

岩下 優美子

議事内容

議案

- 第 9 号 教育委員会職員の分限休職について
- 第 10 号 日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について
- 第 11 号 「日野市立学校の不登校総合対策」について
- 第 12 号 学校運営協議会委員の任命及び解任の専決処分について
- 第 13 号 日野市立図書館日限票広告取扱要綱の制定について
- 第 14 号 第 10 期日野市郷土資料館協議会委員の任命の専決処分について

請願審査

- 第 7-2 号 中教審が学習指導要領改訂作業を進める際、“国を愛する心情”や“君が代”強制、自衛隊・日米軍事同盟強化等の政策を教化する一部偏向箇所を、正すよう文科省に意見書を出して頂きたい等の請願

報告事項

- 第 7 号 行政情報の公開請求
- 第 8 号 令和 7 年度「選べる学校制度」実施状況について

(議事の要旨)

開始 14時00分

[高木教育長職務代理者]

ただいまから、令和7年度第2回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、傍聴を許可したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、岩下委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案6件、請願審査1件、報告事項2件です。

会議の進め方ですが、請願第7-2号は、議事の最後に審査したいと思います。また、議案第9号は公開しない会議とし、最後に審議したいと思います、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認め、請願第7-2号の審査は、公開する議事の最後に行います。

また、会議規則第10条により、議案第9号は公開しない会議とし、請願審査の後に審議します。

それでは、議事に入ります。

議案第10号 日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第10号 日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について

[坪田教育指導課主幹]

議案第10号 日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について御説明申し上げます。

議案書3ページをお開きください。日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定について、提案理由でございます。日野市学校教職員テレワーク実施要綱を新たに制定したことを受け、日野市立学校職員服務規程の一部を改正するものです。

次のページを御覧ください。日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則、日野市立学校職員服務規程の一部を次のように改正する。

第9条に次の2項を加える。

第4項、前3項の規定にかかわらず、職員が情報通信技術を活用して、自宅や出張先等、勤務校以外における勤務を実施する場合は、帰校することを要しないものとする。

第5項、前項の規定により帰校することを要しない場合の、第2項の所定の手続及び第3項の報告については、当該職員が次に勤務校に出勤をした際に行うものとする。

附則でございます。この規則は公布の日から施行し、この規則による改正後の日野市立学校職員服務規程の規定は、令和6年7月18日から適用する。

次のページを御覧ください。新旧対照表は記載のとおりでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いします。質問はございませんか。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。

お諮りします。

日野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。

議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 「日野市立学校の不登校総合対策」について、事務局より提案理由の説明をお願いします。統括指導主事、お願いします。

○議案第11号 「日野市立学校の不登校総合対策」について

[前田統括指導主事]

統括指導主事でございます。

議案書7ページを御覧ください。議案第11号 「日野市立学校の不登校総合対策」について御説明申し上げます。

提案理由でございます。本総合対策は、日野市立学校における不登校に関する総合対策を策定するものです。

議案書8ページ、9ページ及び別紙を御覧ください。このたび、日野市として、社会的自立に向け、学びにアクセスできない子供をゼロにするという目標を共有することや、これまで講じてきた様々な施策を整理し、共有を通じ、学校、関係機関等との具体的な取組に資することを目的に、「日野市立学校の不登校総合対策」を策定いたしました。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いします。

私のほうから質問させていただきたいというふうに思います。

1ページの目標についてですが、社会的自立に向け、学びにアクセスできない子供をゼロにするのとありますけれども、目標設定の考え方、理由について説明をお願いします。

それから、もう一点。また、日野市における学びにアクセスできない子供はどのような状況なのか、併せて御説明をお願いいたします。

以上です。

統括指導主事。

[前田統括指導主事]

統括指導主事でございます。

まず初めに、社会的自立に向け、学びにアクセスできない子供をゼロにするという目標についてですが、不登校の解決を学校に登校することのみを目標にするのではなく、それぞれ個別に社会的自立に向け、学びを続けていくこととして、このような目標にさせていただいております。

続いて、現状なんですが、令和5年度においては、本市において学びにアクセスできない子供はゼロというふうに認識しております。

以上です。

[高木教育長職務代理者]

ありがとうございました。

ほかに御質問はございませんか。

なければ、御意見を伺います。真野委員、お願いします。

[真野委員]

不登校総合対策策定について、私は賛成の立場から意見を述べたいと思います。

不登校児童生徒が増えている現状を踏まえて、日野市の不登校対策の考え方や取組の全体像を整理して発信することの意味は、大変大きいのではないかと思います。この対策が、いじめの早期発見や対策にもつながるものと期待をしております。また、先ほど御質問にもありましたが、日野市として、社会的自立に向け、学びにアクセスできない子供をゼロにするということを目標に、不登校の児童生徒に対応していくことも賛成いたします。

その上で、特に不登校の問題については、早期発見、早期対策が大切であると思います。この資料にも書かれておりますが、B P Sモデルということについて言及しているわけなんですが、ぜひ、B P Sモデルは有用な視点であると捉えておりますので、その活用も、さらに進めていただけたらと思います。

御承知のとおりB P Sモデルは、児童生徒の状態を、いろいろな表層的というか、一面的に捉えるのではなく、生物学的とか心理学的とか社会的要因の視点で、それらの相互作用から捉えるものと理解しています。このような共通の視点、共通言語を用いて、チーム学校、そして関係機関や専門家で情報を共有し、得られた情報から仮説を立て、検証を繰り返していくという対策の進め方についても、さらに今後検討を進めて、深めていただけることを期待しておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

[高木教育長職務代理者]

ほかに御意見はございませんか。正留委員、お願いします。

[正留委員]

本議案に賛成の立場から意見を申し上げます。

不登校については、依然として社会、学校の大きな課題です。本不登校総合対策は、本市として一層個々の子供たちの状況に具体的に取組もうとする方向性が示されています。

不登校に関しては、いろいろな関係機関で支援のシステムがあります。これらの個々に応じた支援システムをいかに連携、機能させるかが大きな要ではないかというふうに考え

ております。本対策を推進するに当たっては、各校の直接支援していく教職員の高い意識を培って、実践力を高めるための研修を充実させていくことが大事だと思っております。ぜひ、そこを指導の要として進めていただいて、本市の持っている不登校に対するシステム、財産を最も効果的にやっていくように、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

[高木教育長職務代理者]

ほかに御意見はございませぬか。岩下委員、お願ひします。

[岩下委員]

私も、「日野市立学校の不登校総合対策」について賛成の立場で意見を申し上げます。

これまでも日野が大切にしてきた不登校の長期化防止や校内での情報共有、学習用端末の利活用などを整理して、大変分かりやすくまとめられていると思ひます。ここに挙げられている対策を確実に実行することが、何より大切なことであると思ひます。

生徒児童、あるいは家庭への支援の方策がたくさんを選択肢を持って提示され、学校のみならず、関係機関との連携もためらわず迅速に行われることにより、学校が安心できる場所、自分を大切にしてくれる場所であると感じられることにつながると思ひます。一つでも多くのケースにおいて改善されることを期待しています。

以上です。

[高木教育長職務代理者]

最後に高木のほうからも意見を述べさせていただきたいと思ひます。

提起いただきました「日野市立学校の不登校総合対策」について、私も賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

不登校総合対策として、現状の仕組みがよく整理されていると感じております。本総合対策の策定の目的として、1つには、考え方や目標を関係者で共有すること、2つ目として、学校関係機関等の具体的な取組に資することが掲げられています。この目的の達成に向けて、研修会開催や共有化の体制づくりなど、実効性のある仕組みの構築づくりに尽力いただき、不登校児童生徒への支援の目標を、現状ゼロだということですので、維持継続をしていただきたいと。また、その結果として、不登校の児童生徒の上昇傾向に歯止めがかかることを期待しています。よろしくお願ひいたします。

以上です。

ほかにございませぬか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。

お諮りします。

「日野市立学校の不登校総合対策」についてを原案のとおり決することに異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。

議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 学校運営協議会委員の任命及び解任の専決処分について、事務局より提

案理由の説明をお願いします。教育部参事、お願いします。

○議案第12号 学校運営協議会委員の任命及び解任の専決処分について

[宇田川教育部参事]

教育部参事でございます。

議案第12号 学校運営協議会委員の任命及び解任の専決処分について御説明いたします。

議案書11ページを御覧ください。提案理由でございます。日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づく委員の任命及び第17条の規定に基づく委員の解任について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため、教育長職務代理者専決により、任命及び解任を行いましたので報告し、承認を求めるものです。

次ページの12ページを御覧ください。新たに任命される方、そして解任される方等につきましては、記載のとおりでございます。

なお、任命及び解任等につきましては、校長からの意見に基づくものとなっております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。

お諮りします。

学校運営協議会委員の任命及び解任の専決処分についてを原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。

議案第12号は原案のとおり承認されました。

議案第13号 日野市立図書館日限票広告取扱要綱の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。図書館長、お願いします。

○議案第13号 日野市立図書館日限票広告取扱要綱の制定について

[奥住図書館長]

図書館長でございます。

議案書15ページを御覧ください。議案第13号 日野市立図書館日限票広告取扱要綱の制定について御説明いたします。

提案理由でございます。税外収入を獲得するため、日野市立図書館日限票広告取扱要綱を制定するものです。

図書館では、現在、ホームページにバナー広告を掲載している実績があり、要綱を制定

しております。本要綱の制定につきましては、利用者に図書を貸し出す際に、返却日を明記した短冊用紙、日限票に広告を掲載し、財源を確保することを目的とするものです。

次に、議案書16ページの要綱第2条を御覧ください。広告の種類及び範囲でございます。

広告の内容につきましては、第2条で定めたとおり、日限票の広告として適当であると認められるものとしたします。また、第3条の広告の掲載位置等でございますが、日限票において、図書館が指定する位置と考えております。掲載する枠につきましては、最大1枠までとしたします。

続きまして、議案書17ページ、第6条を御覧ください。広告掲載料につきましては、広告1枠につき月額5,000円、6か月以上連続して掲載する場合は、規定に基づき、少し割引をさせていただくものとしたします。

第7条を御覧ください。広告主につきましては、第7条のとおり公募するものとしたします。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。

お諮りします。

日野市立図書館日限票広告取扱要綱の制定についてを原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。

議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 第10期日野市郷土資料館協議会委員の任命の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。教育部参事、お願いします。

○議案第14号 第10期日野市郷土資料館協議会委員の任命の専決処分について

[飯倉教育部参事]

議案書の25ページをお開きください。議案第14号 第10期日野市郷土資料館協議会委員の任命の専決処分について御説明いたします。

提案理由でございます。学校教育関係者の人事異動等による委員の任命について、教育委員会にお諮りする時間的余裕がありませんでした。このため、教育長職務代理者専決により任命を行いましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の26ページを御覧ください。委員の解任者及び任命者につきましては、記載のとおりでございます。任期につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月3日までとなります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いします。

なければ、御意見を伺います。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。

お諮りします。

第10期日野市郷土資料館協議会委員の任命の専決処分についてを原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。

議案第14号は原案のとおり承認されました。

報告事項第7号 行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いします。庶務課長、お願いします。

○報告事項第7号 行政情報の公開請求

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書31ページを御覧ください。報告事項第7号 行政情報の公開請求について報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの報告が終了しました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

なければ、報告事項第7号を終了いたします。

報告事項第8号 令和7年度「選べる学校制度」実施状況について、事務局より報告をお願いします。学務課長、お願いします。

○報告事項第8号 令和7年度「選べる学校制度」実施状況について

[石原学務課長]

学務課長でございます。

報告事項第8号 令和7年度「選べる学校制度」実施状況について御報告申し上げます。

34ページを御覧ください。こちらは、令和7年度「選べる学校制度」増減内訳表でございます。上段の表が小学校、下段の表が中学校となっております。

一番左側の列に記載している各学校名から表を右方向に御覧いただきますと、他校の学区からこの学校を選んだ人数を記載しております。その結果、この学校に児童生徒が何

名増えたのかの合計を表の右側から3列目の増加計の欄に表記しております。

次に、今の表の一番上の行に記載しております、学校名から下に見ていただきますと、先ほどとは逆に、この学校の学区域から他校を選んだ人数を記載しており、減少数の集計を表の下から4行目の減少計の欄に表記しております。同じ表の下から2行目にございます増減数は、今申し上げました児童生徒数の増加と減少によって、結果として、本来の学区域内児童生徒数から入学者が何人増えたのか、減ったのかを示しております。また、表の一番下の行の入学者数は、この増減を踏まえた結果の入学者数となっております。全体的な各校の増減の傾向につきましては、例年どおりとなっております。

中学校につきましては、日野第一中学校が抽せんとなり、令和元年度入学の三沢中学校以来6年ぶり、日野第一中学校としては、平成28年度入学以来9年ぶりの実施となりました。22名の方が抽せん対象者となりましたが、希望された全ての方が日野第一中学校に入学しております。

令和7年度入学に際して、この制度を利用した方の数でございます。小学校では、市内全校の入学者数1,436名のうち、制度利用者が190名で、利用率は全体の13.2%でございました。中学校では、入学者数1,327名のうち、制度利用者が192名、利用率は全体の14.5%となっております。

次に、この制度を利用した主な理由についてでございます。例年の傾向と同様でございますが、小学校につきましては、通学距離や通学のしやすさ、中学校につきましては、通学距離や通学のしやすさに加え、友人や兄弟が通っている、また、学校の雰囲気、教育内容など、様々な理由が挙げられております。

説明は以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

事務局からの報告が終了しました。御質問・御意見がございましたらお願いいたします。なければ、報告事項第8号を終了いたします。

請願第7-2号 中教審が学習指導要領改訂作業を進める際、“国を愛する心情”や“君が代”強制、自衛隊・日米軍事同盟強化等の政策を教化する一部偏向箇所を、正すよう文科省に意見書を出して頂きたい等の請願について、事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○請願第7-2号 中教審が学習指導要領改訂作業を進める際、“国を愛する心情”や“君が代”強制、自衛隊・日米軍事同盟強化等の政策を教化する一部偏向箇所を、正すよう文科省に意見書を出して頂きたい等の請願

[釜堀庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書27ページを御覧ください。請願番号、請願第7-2号、受付年月日、令和7年4月10日、件名、中教審が学習指導要領改訂作業を進める際、“国を愛する心情”や“君が代”強制、自衛隊・日米軍事同盟強化等の政策を教化する一部偏向箇所を、正すよう文科省に意見書を出して頂きたい等の請願でございます。

請願者の住所・氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、28ページから29ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[高木教育長職務代理者]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

文科省が今進めている学習指導要領の改悪、これは、今週の木曜日に第8回の教育課程企画特別部会を開くということで、かなり進めちゃっているんですけど、そのことについては、『週刊新社会』の2025年3月12日号に詳しく書いてあります。

去年のクリスマスの日の文科大臣から中教審への諮問は、そこにあるように、「多様な子供たちを包摂する」とか「柔軟な」とか「同調圧力から脱却」なんて、いい言葉を使っているんですけども、これは口先だけじゃないかということです。

2008年の指導要領の改訂のときは、高橋道和氏という方、この方はちょっと事件があって退職された方ですけど、それと合田哲雄氏が、自民党の衛藤晟一参議院議員と改訂案の当日に早々と面会して、衛藤さんから安倍首相の下で圧力を、愛国心や君が代について受けたと、そのままやっちゃったという、非常に官僚としてだらしがないと思っております。そんな長文の改訂案全文を、当日、読めっこないですよ、あんな分量。事前にリークしていたと思います。

そういうことで、あと、パブリックコメントを麗澤大学教授の八木秀次氏という人が、日本会議の方ですけど、模範のものをネットで示して、集中して、私、文科省にパブリックコメントを何日かかけて見に行きましたけど、同一筆跡、同一の誤字、同一の改行ミスがあるようなものを文科省は、川村匡(ただし)という当時の係長が、「これらも1つに数えます」なんて言っていました。本当にふざけた話でございます。文部官僚はこうやって、右翼の言いなりになってやっているということです。

今回、以下のことを本市の全職員に知らせてほしい、あるいは文科省に意見書を出してほしいということですが、具体的に言うと2-1、指導要領は政治まみれということでございます。

2-2のところの君が代の強制については、君が代の5次訴訟で、岡田正則早稲田大学教授が、国連のILO、あるいはユネスコの合同委員会(CEART=セアート)から、「文科省や都教委のやり方はいけない」というふうに勧告が出ていることとか、それから、国連の自由権規約委員会が2022年11月4日に、都教委による教職員や生徒、生徒にも彼らは「強制する」と中村正彦・元教育長が言っていますが、君が代起立斉唱強制にserious concern、懸念を表明している。これはかなり重い言葉です。そういうこともございます。

それから、2-3で『指導要領解説・音楽編』の君が代の解説、「平和の歌」なんてうそをついてほしくない。やっぱり挙国一致というのは戦争へとつながるんですね。

2-4の「天皇への敬愛の念」を小学校の6年生で教え込むと。これは何かロシアのプーチンさんみたいです。

2-5の「国を愛する心情、態度」のインドクトリネーションは、社会、道徳だけじゃなくて、08年の改訂で総則にも書いてあったと。17年改訂では前文というのを作って、そこでも愛国心を書くと。幼稚園まで書いているんですよ。お話にならないぐらい右翼です。

それから、2-6の憲法11条、やっぱりこういうところ、13条から「個人の尊重」というのは、私は国家よりも優先すると思いますので、育鵬社の「国家あつての個人」とは違うということです。

2-7の軍事問題です。愛国心の行き先は国のために死ぬということですから、6年生で憲法の三大原則、それを学ぶわけで、そのときに、『解説』は、「自衛隊が我が国の平和と安全を守っている」と主張する。だけど、特に集団自衛権についてはそうじゃないという意見もありますけど、それを無視して、自民党の言い分だけを『解説』は書いています。

それから、17年改訂では、4年生にまで、憲法を学んでいないのに自衛隊は役立つと。災害派遣でということですけど、そういうふうに教え込むと。

私、澤井陽介さんという当時の文科省の教科調査官の方と話したことがあるんですけど、彼は、気象庁のことも書いてあるからいいじゃないか、国の機関が書いたからいいじゃないかと言うんですけど、気象庁のことは書いていないですよ、教科書はほとんど。だから、いかに自衛隊にこだわっているかと。要するに、自衛隊が役立ちますよと教えて、将来、憲法改悪の国民投票が、9条の改悪が出たときに丸をつける生徒を早いうちから作り出すと、そういうことです。

2-8は、これは、そういうことをやっているから、若い層の政治傾向が、特に軍事問題なんかを世論調査すると、自民党の政策に賛成する方、あるいは保守系の候補者に投票する方が多いと、そういうことでございます。

[高木教育長職務代理者]

請願者の方に申し上げます。5分が経過しましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

そういうことで、非常に、特に君が代については、さっきの、「いずれの学年においても指導する」と、悪くしておいて、さらに「歌えるよう」というふうに改悪するというのは、いかにもこれは右寄り、どんどんどん真綿で首を絞めるようにやってくる。こういうやり方を変えなきゃいけないと思うんですね。

大森直樹教授も、カリキュラム・オーバーロードについては批判してくださっていますが、ぜひ日野市教育委員会でもこの問題を話題にして、あまり文科省の言いなりにならないでほしいと思います。

じゃ、そんなところで、ぜひ、高木さん、具体的にご意見を。

[高木教育長職務代理者]

説明をまとめてください。

[請願者]

もう終わります。

具体的に意見を言ってください。いつものように形式じゃなくて。

[高木教育長職務代理人]

席へお戻りください。

[請願者]

分かりました。

[高木教育長職務代理人]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いします。

なければ、御意見を伺います。真野委員、お願いします。

[真野委員]

ただいまの請願者の御説明、ありがとうございます。また、請願内容も事前に読ませていただきました。その上で、この請願内容は、請願者の考えに基づく一方的な主義主張でありまして、日野市教育委員会がこの請願を採択するに当たる正当な理由を私は読み取れませんでした。したがって、私は不採択と判断いたしました。

以上です。

[高木教育長職務代理人]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

御説明、ありがとうございます。本請願を読ませていただきました。

請願の背景と請願を実行いただきたいお願いなど、及び具体的請願、分析事項2-1から2-8について読みましたが、本請願は、請願者の考え方に基づく一方的な主張と論の展開であり、日野市教育委員会が請願を採択すべき理由となるものを捉えることができませんでした。したがって、不採択と考えます。

以上です。

[高木教育長職務代理人]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

請願及び資料を拝読いたしました。また、今ほど請願者による説明も伺いました。ありがとうございます。

その上で、請願並びにその背景も含め、日野市教育委員会では取り上げなければならない理由を見いだすことができませんでした。よって不採択と考えます。

以上です。

[高木教育長職務代理人]

高木からも意見を述べさせていただきます。

本請願は、私自身、不採択と考えます。その理由についてですが、本請願は、2、具体的請願・分析事項として2-1から2-5、8項にわたり、請願者グループで共有する考え方が述べられています。請願書などをよく読ませていただきました。また、ただいまあ

りました請願者自身による説明を伺っても、請願事項について、日野市教育委員会として採択すべき具体的な背景や理由が理解できないこと、以上の観点で本請願は不採択と考えます。

以上です。

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結します。

委員の皆様の御意見としては不採択という御意見が多いようですので、中教審が学習指導要領改訂作業を進める際、“国を愛する心情”や“君が代”強制、自衛隊・日米軍事同盟強化等の政策を教化する一部偏向箇所を、正すよう文科省に意見書を出して頂きたい等の請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしとのことですので、請願第7-2号については、不採択とすることに決しました。

これより議案第9号の審議に入りますが、本件につきましては公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[高木教育長職務代理者]

異議なしと認めます。

関係職員以外の事務局説明員と傍聴者の方は退席してください。

なお、本件の終了をもって令和7年度第2回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係者以外退室)

閉会 14時38分